

住宅宿泊管理業者 各位

北海道開発局事業振興部建設産業課

「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進
に関する対応指針」の改正について(周知)

日頃より国土交通省行政の推進に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。))について、差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者に対し「合理的配慮の提供」を義務付けること等を内容とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第 56 号)が令和3年6月に公布され、令和6年4月に施行されます。また、同改正に伴い、障害者差別解消法に基づく基本方針(以下「基本方針」という。))についても、令和5年3月に改正されました。

国土交通省では、本基本方針の改定を踏まえ、障害者差別解消法の規定に基づき主務大臣が策定する事業者向けの対応指針(「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(以下「対応指針」という。))」)につきまして、事業者・障害当事者双方の関係者による意見交換の結果を基に、別添のとおり対応指針の改正を行い、令和5年 11 月2日に公表いたしました。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000063.html

本改正により、対応指針(別紙)【不動産業関係】については、対象事業に不動産管理業(住宅宿泊管理業、賃貸住宅管理業、マンション管理業等)を追加する等の改正が行われております。

つきましては、住宅宿泊管理業者におかれましても、改正対応指針を踏まえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

※なお、住宅宿泊事業における宿泊者への対応としては、今後、改正・公開される予定の厚生労働省の各事業者向けガイドライン(「衛生事業者向けガイドライン」)についてもご参考ください。

(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/index.html 現時点では改正前のものが掲載されております。)

また、内閣府による障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイトにおいて(<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>)、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例を提供しているため、参考にしていただきますようお願いいたします。

追記) 令和6年3月に厚生労働省の「衛生事業者向けガイドライン」が改正されました。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/newpage_00001.html

【住宅宿泊管理業に関すること】
北海道開発局事業振興部建設産業課
TEL 011-709-2311 (内線5888)
FAX 011-738-0235